

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年3月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700347 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700061 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 44 年 10 月 1 日まで  
A 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
当時の給与明細書等の書類は持っていないが、A 社に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録により、請求者の A 社における雇用保険の資格取得日は昭和 42 年 7 月 21 日、離職日は同年 10 月 25 日であることが確認できる。

しかしながら、事業所記号簿 (適用事業所名簿) 及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 44 年 2 月 1 日より厚生年金保険の適用事業所として記録されており、当該時点より前に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると A 社は昭和 53 年 1 月 20 日に解散しており、同社の解散時に代表取締役であった者 (同社が解散した際の清算人) も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の中には、請求者の勤務期間は分からないが正社員として勤務していた旨回答している者もいるが、厚生年金保険料の控除等を確認できる資料は得ることができない。

加えて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 2 月 1 日から同年 10 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求期間において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 42 年 7 月 21 日から同年 10 月 26 日 (雇用保険の離職日の翌日) までを除く期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 42 年 7 月 21 日から同年 10 月 26 日までの期間については、請求者は厚生年金保険被保険者資格を満たしていたと推認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。